

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）
に関する意見公募手続の結果について

令和 8 年 3 月 3 1 日
経済産業省中小企業庁
事業環境部財務課

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）」について、令和 8 年 2 月 5 日から同年 3 月 6 日まで意見公募手続を実施しました。
提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	主に中小企業の知的資産経営についての支援をおこなっています。近年経営者の高齢化に伴い、事業承継についての相談も多数受けるようになってきています。現行施行規則において、特例の認定を受けるための「特例承継計画」の提出期限を令和 8 年 3 月 3 1 日とするところ、改正施行規則において、令和 9 年 9 月 3 0 日とすることについては、経営の承継の円滑化の制度普及の観点から賛成です。事業承継は、通常 5 ? 1 0 年を要する長期プロセスであり、申請書（施行規則 1 7 条 2 項、1 8 条 5 項）案の作成支援をおこなう上でも、期限の延長に賛成です。	賛成の御意見として承ります。